



共同募金 歳末・地域たすけあい運動募金が『みんなでささえあうあったかい地域づくり』のスローガンのもと、今年も12月1日から始まります。共同募金は、地域ごとの使い道や集める額を事前に定めて、募金を募る仕組みで「計画募金」と言います。今年度の募金目標額と使途の内訳につきましては下記のとおりです。

平成25年度

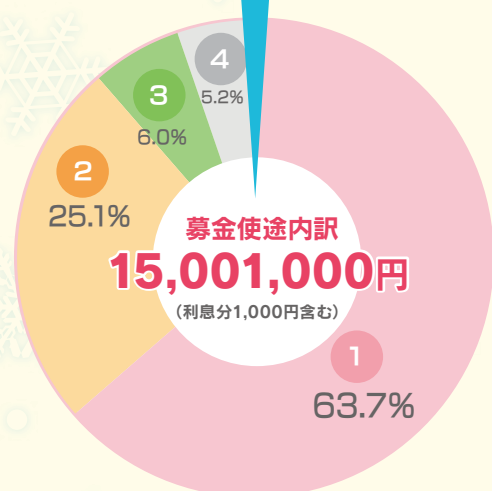
歳末・地域たすけあい
運動募金にご協力を
お願いします!

募金運動期間

12月1日～12月31日

募金目標金額

15,000,000円



1 地域福祉活動費

9,559,000円

●家事援助、散歩付き添いなど日常生活のサポートのために●小中学校などにおける福祉教育の推進に●地域住民の世代環境を超えた交流行事のために●住民主体の地域福祉活動の推進・ボランティア活動団体・NPO・ふれあいきいきサロン等の活動支援の助成金として

2 見舞い金品として

3,760,000円

●在宅重度障害児者 ●交通遺児
●自殺遺児 ●女性更生保護施設入所者
●乳児院で生活している0～3歳児の乳幼児(見舞品)

3 共同募金配分金(小地域福祉活動費)

902,000円

●町会・自治会における子ども会活動、敬老会など地域におけるささえあい、たすけあいを推進するために希望する町会に募金額の10%を還元します。

4 事務費

780,000円

募金窓口受付期間

12月1日～12月28日(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)
年明け1月7日まで受付致します。

募金窓口

新宿区社会福祉協議会
区内特別出張所
区役所2階福祉部地域福祉課

問合せ先

法人経営課 ☎(5273)2941

※共同募金への寄附は税法上の優遇措置を受けられます。

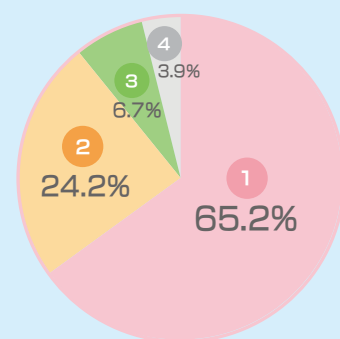
- 実施: 共同募金会新宿地区協力会
社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
- 主催: 社会福祉法人東京都共同募金会
- 後援: 新宿区
- 協力: 新宿区町会連合会
新宿区民生委員・児童委員協議会



平成24年度実績

募金総額 13,474,892円は

下記の様に活用させていただきました。



- 1 地域福祉活動費…………… 8,791,056円
- 2 見舞い金品として…………… 3,259,977円
- 3 共同募金配分金(小地域福祉活動費) …… 902,019円
- 4 事務費…………… 521,840円



新宿区社会福祉協議会 「第3次経営計画2014～2018」の 素案がまとまりました

「経営計画」は、新宿社協が中・長期的展望に立つて、効果的で継続性のある施策を総合的にまとめ、体系化したものです。

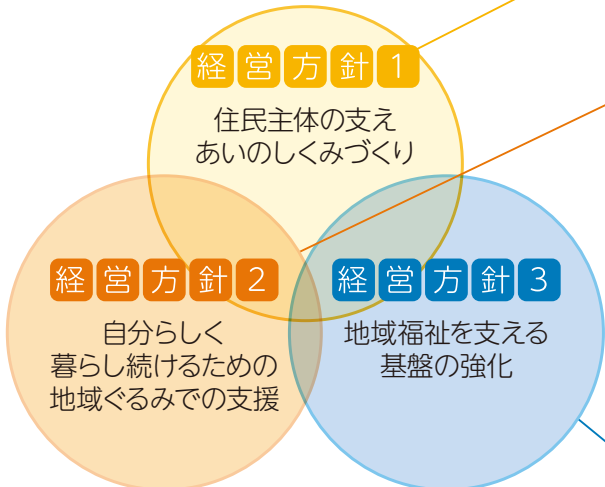
基本理念から3つの経営方針と行動指針、そして施策を明らかにし、事業実施計画により各事業を実施していきます。

今後5年間、新宿区の10か所の特別出張所を基盤とした日常生活圏域(小地域)で、住民の生活課題や地域共有の課題の改善・解決に向けて、それぞれの地域特性や社会資源を活かし、住民主体のおたがいさまで支えあい、助けあっていける地域づくりをめざします。

住民の気づきと発意から生まれる住民主体の多様な活動が、芽生え育まれる豊かな土壌をもつ地域コミュニティづくりを支援することで、基本理念の「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をめざします。

〔基本理念〕
「だれもが安心して暮らせる
新宿型福祉コミュニティ」の実現

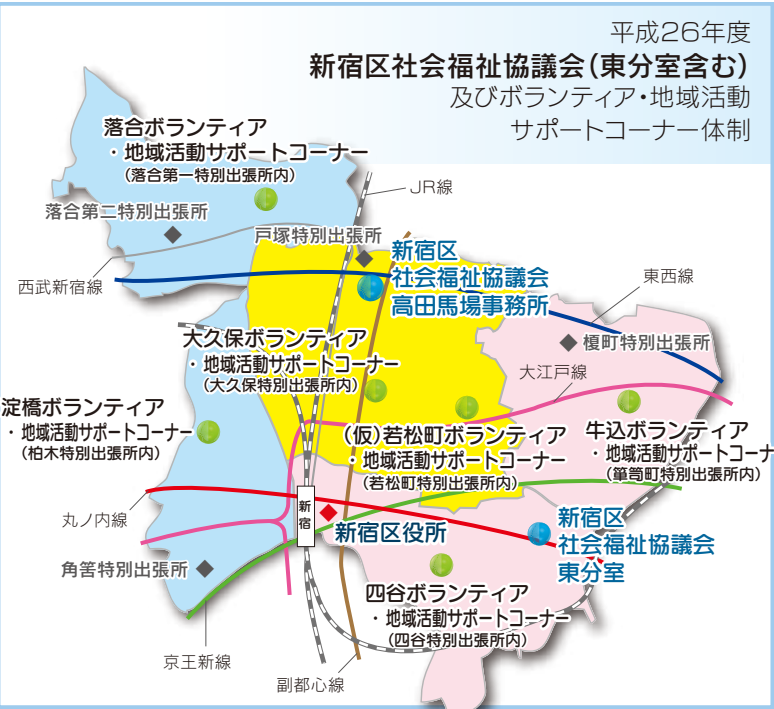
〔経営方針〕



小地域展開の新たな体制

事務所	東分室	高田馬場事務所	
地区担当グループ	東地区担当	中央地区担当	西地区担当
ボランティア・地域活動サポートコーナー	四谷・牛込	若松町・大久保	落合・淀橋
所管地域	四谷・単笥町・榎町	若松町・大久保・戸塚	落合第一・落合第二・柏木・角筈

※事務所及びボランティア・地域活動サポートコーナーの相談等は、居住地域によることなく、地域を越えて利用できます。



計画素案に対する皆さんの ご意見をお寄せください(パブリック・コメント)

「第3次経営計画2014～2018」は、5年間の計画として策定します。計画素案に対して区民、団体等の皆さんからご意見を伺います。

計画の素案は、区役所地域福祉課・区内特別出張所(榎町・若松町・戸塚・落合第二・角筈)・ボランティア・地域活動サポートコーナー(四谷・単笥町・大久保・落合第一・柏木の5つの特別出張所内)・社会福祉協議会で閲覧できるほか、新宿区社会福祉協議会ホームページでご覧いただけます。

○意見募集期間/平成25年11月20日(水)～平成25年12月10日(火)

○提出方法/郵送、窓口持参、ファックス、Eメール

【問合せ先】 法人経営課(高田馬場1-17-20)

電話(5273)2941 FAX(5273)3082

行動指針1

住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します(7施策28事業)

【主な施策・事業】

- 暮らしの総合相談/平成26年2月に四谷地区の三栄町に東分室を開設します。また、平成26年4月には、若松町地区(特別出張所内)にボランティア・地域活動サポートコーナーを開設し、総合相談や個別支援などを充実させ、地域住民に身近なところで立ち寄れる拠点としていきます。
- 地域人材の養成・学習支援/小学校から大学、企業、団体等が実施する福祉体験学習への企画協力や、地域の中でいつでも気軽にボランティア活動が体験できる体制を整備し、ボランティアの養成につなげます。また、地域人材の発掘と養成を目的に、地域でコーディネーターとして活動が行えるよう学習の機会を提供します。
- 小地域ネットワーク支援/新宿区を3つのエリアに分け、また、大規模な集合住宅立地地区において、それぞれの地域特性・課題に応じて住民が主体となってすすめる地域福祉活動を支援します。(コミュニティネットワーク支援)
- 地域ささえあい活動支援/日常生活での困りごとやボランティアの援助を必要としている人に対する相談から、支えあい活動の調整、専門機関との連携まで暮らしのサポートを行います。また、赤い羽根共同募金や歳末・地域たすけあい運動募金を財源として、地域課題の解決をめざした、住民主体の様々な取り組みに対して助成を行います。

行動指針2

地域の理解によりきめ細かに生活と権利を守ります(2施策6事業)

【主な施策・事業】

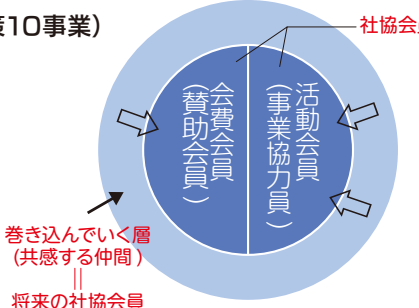
- 成年後見制度利用推進事業と地域福祉権利擁護事業との一体的推進/成年後見制度利用推進事業と地域福祉権利擁護事業の両事業を一体的に推進し、住み慣れたところで自分らしく安心して暮らし続けていけるよう、地域住民、そして地域の関係機関とともに、「地域ぐるみ」の支援を行います。
- 低所得者世帯等への支援/低所得者世帯の支援は、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、必要な相談援助と資金の貸付を行います。また、貸付を行った後も、安定した就労・生活が図れるよう、きめ細かな支援を行います。

行動指針3

自律に基づく組織の推進体制を強化します(3施策10事業)

【主な施策・事業】

- 会員制度の充実(地域福祉を支援する活動基盤の強化)/社協活動の中核である社協会員(会費会員と活動会員)の拡充を図り、社協会員が地域の身近な課題解決に向けて取り組むプロセスを、社協がしっかりと支援していきます。
- 部会の運営(社協の組織運営)/社協東分室の開設に伴い、地区割りの再編、地区部会の位置づけ、目的、方向性や名称等の課題の整理、委員構成や規模等を検討し、あり方を明確にします。
- 自主財源の確保と使途の明確化(地域福祉を支援する活動基盤の強化)/住民主体の地域福祉活動の財源的基盤が強固になるよう、収入である会費、寄附金、共同募金等の収入状況の検証と分析を行い、増収策を講じていきます。また、会費等がどのように使われ、どう地域が変わるのか使途を可視化するとともに、その必要性を区民に伝えていきます。



「災害への備え」(3つの経営方針にかかわる取組み)

【主な施策・事業】

- 災害時に向けての危機管理体制の整備
行政をはじめ関係機関・団体等と、日頃から危機管理に対応できる関係づくりや、災害時の協力団体等の把握と協力体制の構築に努めるとともに、災害ボランティアの育成を推進します。
- 災害ボランティアセンターの運営支援等
新宿区と協働で立ち上げる「災害ボランティアセンター」に、ボランティアコーディネーターを派遣し、被災者への支援が円滑に行われるよう運営を支えていきます。

「～つなぐ・育む社協へ～」

第2次経営計画では、新宿社協の果たす役割について「提案・調整・協働型社協」と表現していました。都心部という環境もあり、介護保険事業や施設運営は行わず社協本来の使命を果たすため、まさに地域密着の中間支援組織として提案・調整・協働を一貫して行ってきました。

第3次経営計画では、この考え方を継承するとともに、よりわかりやすく「つなぐ・育む社協」と表現し、暮らしの課題解決の主体である住民を総合的に支援し、「おたがいさまで支えあい、助けあうしくみづくり」のコーディネートをさらに進めていきます。

そして、住民の日常生活圏域(小地域)で生活課題を把握し、住民自らが改善・解決の担い手となり、福祉のまちづくりを行う地域の住民組織づくりをめざしていきます。

心のこもったご寄附ありがとうございました！

平成25年9月1日～平成25年10月31日 五十音順・敬称略
〔寄附金〕 (単位:円)

氏 名	住 所	金 額
飯泉信夫	北新宿	1,000
牛込ぞうりの会(車椅子購入用)	牛込ボランティアコーナー	29,000
川口和子	北新宿	12,040
佐藤政子	高田馬場	10,000
菅谷修一	中落合	7,000
高木紀子		60,000
東京防犯健全協力会	豊島区南大塚	300,000
戸山三丁目南町会	戸山	10,000
橋本エミル	津久戸町	5,000
四谷地区民生委員・児童委員協議会	四谷地区	33,000
匿名9件		13,029,235
合計		13,496,275

〔寄附物品〕

氏 名	住 所	物 品
株式会社盛成堂薬局	新宿	マスク類多数
西京信用金庫	新宿	使用済み切手1万枚
三遊亭金馬	新宿	油絵の具と手ぬぐい多数
杉本	市谷砂土原町	タオル類ダンボール1箱
藤森工業株式会社	西新宿	蘭の鉢植え11鉢
三菱UFJ信託銀行新宿支店	西新宿	ペアグラス12箱(30個入)

その他にタオル類、大人用紙おむつ多種、使用済み切手のご寄附ありがとうございました。大人用紙おむつがございましたらご連絡ください。なお、大人用紙おむつが必要な方はご連絡ください。(個人、施設は問いません)



藤森工業株式会社より寄附された「蘭の鉢植え」は新宿区内の子ども園11箇所にお届けしました。

受験生チャレンジ支援貸付事業
(学習塾等受講料と高校・大学等の受験料)

所得の少ない世帯に対して、中学3年生、高校3年生等(中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験に合格した20歳未満の方も対象)の保護者の方を対象に、学習塾等の受講料、高校・大学等の受験料を貸付けます。申請から貸付まで1ヶ月程度かかります。所得基準等貸付要件や必要書類があります。事前にお電話でご相談・ご予約の上、窓口までお越しください。(申込期限が2月中旬のため、1月中には電話予約の上ご相談ください)

(全て上限額)	中学3年生等	高校3年生等
学習塾等受講料貸付金	200,000円	200,000円
受験料貸付金	27,400円	105,000円

- ◎無利子 ◎5年以内に返済(平成26年4月1日から6ヶ月据置)
◎入学した場合等は、返済免除 ◎連帯保証人1名必要

【問合せ】法人経営課 貸付担当 TEL 03-5292-3250

新宿区社会福祉協議会パートナー懇談会開催

新宿区社会福祉協議会では、社協会員やボランティア登録者に呼びかけ、パートナー懇談会を実施しています。みなさまに社協の「今」を知っていただき、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、「これから」も私たちとともに歩んでいただきたいと思います、企画しました。

前半は、各課の取り組みをはじめ、事業の紹介や地域活動紹介を行います。あわせて社協の第3次経営計画素案の概要説明も行います。

後半は、地域の中で社協に関わる方々のネットワークづくりを目的とし、顔見知りになるきっかけとなるよう交流会を行います。社協へのご意見や、事業説明・計画素案の話を受けてのご質問・ご感想、みなさまの地域への思いなどをご自由にお話してください。

区内在住の方には、各地区ごとにご案内を送付しています。区内在住・在勤を問わず、社協会員やボランティア登録者の方はどなたでも参加できます。各地区の開催日程は下記のとおりです。ぜひ、お申込みの上、ご参加ください。



地区名	日時	会場
四谷・若松町地区	11月29日(金) 14:00～16:00	四谷地域センター12階多目的ホール
大久保・戸塚地区	12月6日(金) 14:00～16:00	戸塚地域センター7階多目的ホール
落合第一・第二地区	12月10日(火) 14:00～16:00	落合第二地域センター3階多目的ホール

※柏木・角筈地区の懇談会は11月14日(木)、箆笥町・榎町地区の懇談会は11月15日(金)に実施いたしました。ご参加くださいましたみなさま、ありがとうございました。

【問合せ・申込先】
新宿ボランティア・市民活動センター
(地域活動支援課)各地区担当まで
TEL 03-5273-9191



新宿区社会福祉協議会 発足60周年 記念企画

写真で見る
新宿社協と新宿区60年史

けやき創刊号 ▶



第3回・1970年代 70年代の新宿区(社会)の出来事と社協の動き <写真提供：新宿歴史博物館>



◆社協だより「けやき」の創刊(昭和50年～現在まで)

6月1日「けやき」第1号が創刊されました。特集記事として「体の不自由な老人の生活状況調査」の中間報告が掲載されています。中間報告によると、「ひとりぼっちでさびしいと感じることがありますか」との問に、いつも感じる8.4%、ときどき感じる18.4%、感じない51.5%、回答なし21.9%等となっています。

「けやき」は、昭和55年までは年2回、昭和56年から平成6年までは年3回、平成7年からは、年4回の発行と徐々に強化され、現在では年6回の発行となっています。

◆ボランティア・コーナー設置(昭和52年(1977年)～現在まで)

現在のボランティア・市民活動センターの前身として、ボランティア・コーナーが開設され、社協ボランティア活動の中核拠点として発展していきます。

◆ボランティア広報紙「しずく」発刊(昭和54年(1979年)～現在まで)

◀ 新宿駅舎・構内・北方向 1973年 飯田橋駅付近より神楽坂上方向 ▶



▲ 通称思い出横丁 1971年2月27日



▲ 面影橋停留所付近 1979年頃



▲ 二幸(現スタジオアルタ)から新宿通りを四谷方向 1970年頃



▲ 京王プラザホテルと建築中の住友ビル 1973年頃

、共同募金の配分金などによって支えられています。

成年後見センター

地域で安心して暮らすために

ち い き ふ く し け ん り よ う ご じ ぎ ょ う

地域福祉権利擁護事業のご紹介

最近、よく通帳のしまい場所を忘れてしまう。

このようなことでお困りではありませんか？

大切な書類をなくさないか心配。

家賃や電気・ガス代を忘れずに払いたい。



福祉サービスを利用したいけど一人で契約するのは不安。

Q どのような人が利用できますか？

物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することがむずかしい方にご利用いただけます。

ポイント

ご本人との契約によるサービスになりますので、サービス内容を理解いただける必要があります。

Q どのようなサービスが受けられますか？

- 福祉サービスの利用や手続きに関する相談、利用料の支払いをお手伝いします。
- 日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払をお手伝いします。
- 日頃使わない大切な書類をお預かりします。

Q 利用するにはどうしたらいいですか？

- ①相談受付 まずは新宿区成年後見センターにご相談ください。
地域福祉権利擁護事業担当
TEL 5273-4523
- ②訪問調査 担当者(専門員)がお伺いし、困りごとの解決方法について一緒に考えます。
- ③契約 契約時に生活支援員(実際にお手伝いを行う人)を紹介します。契約締結後の支援から有料になります。
- ④サービス開始 担当の生活支援員が定期的に自宅を訪問し、お手伝いします。

新宿区社会福祉協議会 ご案内

ホームページ <http://www.shinjuku-shakyo.jp>



**ボランティア募集情報や講座案内を
随時メール配信しています！**

携帯電話で読み取ってアクセスしてください >>>



年末年始休業のお知らせ

2013年12月28日(土)～2014年1月5日(日)まで
年末年始休業とさせていただきます。

★新宿社協では視覚障害をお持ちの方のために、本紙の『CD』をお貸ししています。ボランティア団体「ぐるーぷ・カナリヤ」さんのご好意によるものです。どうぞご利用ください。

任意後見講座・出張相談会

日にち:平成26年2月6日(木)

会 場:角筈地域センター7階会議室A・B

任意後見講座 ～活用しよう!エンディングノート・遺言～

【時間】午後1時～3時

【講師】一般財団法人 民事法務協会

【内容】「任意後見って何?誰とどうやって契約するの?」といった基礎知識から、任意後見契約の契約内容を考えるにあたってのエンディングノートの活用例、「お金はどのくらいかかるの?」といった気になる点も、分かりやすく解説します。

【定員】40名

出張相談会

【時間】①午後3時15分～ ②4時15分～

【内容】後見制度の利用方法・後見人をつけるべきかどうか・後見人活動で悩みがあるなど、成年後見制度に関する疑問や不安に、司法書士がお答えします。相談はプライバシーに配慮した個室で行います。

【定員】2組/相談時間は各45分

第3回「後見人等交流会」～後見人が知り合うCafe～

日時:平成26年2月1日(土) 午前10時～12時

会場:新宿区社会福祉協議会 地下会議室A

【内容】後見人等の活動をされている方同士で、お悩みや情報を共有してこれからの活動に活かしませんか。交流会のほかにこれから増加が見込まれる障害分野の利用者の理解をすすめるため「障害者の親族が考える後見制度利用」について講義も行ないます。



【対象】

原則、新宿区内で後見人等(成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・法人後見)を受任経験のある親族・市民・専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)

▲第2回「後見人等交流会」(平成25年10月4日)は22名の参加者で、区の高齢者向け介護保険外サービスについて講義を受けた後、交流会では後見人同士アドバイスをしあう姿も見られました

共通

【申込方法】FAX・Eメール・郵送・電話のいずれかで、氏名・年齢・住所・電話番号を明記の上、下記までお申込ください。出張相談会の申込みは、事前にお電話にて相談内容をお伺いします。(要予約・先着順)

【問合せ・申込先】

新宿区社会福祉協議会 新宿区成年後見センター
住所:〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20
電話:03-5273-4522 FAX:03-5273-3082
E-mail:skc@shinjuku-shakyo.jp

2F 開所時間/月～金曜日 午前8時半～午後5時

法人経営課	03-5273-2941
貸付事業担当	03-5273-3541
地域活動支援課(新宿ボランティア・市民活動センター)※	03-5273-9191
ふれあい福祉相談	03-5273-8550
ファミリー・サポート・センター	03-5273-3545
成年後見センター	03-5273-4522
地域福祉権利擁護事業担当	03-5273-4523

※地域活動支援課:月～土(祝日除く) 午前8時半～午後5時(火曜日は午後7時まで)

1F 開所時間/月～土曜日 午前10時～午後9時

視覚障害者交流コーナー	03-6233-9555
聴覚障害者交流コーナー	03-6457-6100

コーナー 開所時間/月～金曜日 午前10時～午後5時(正午～午後1時は休み)

- 四谷ボランティア・地域活動サポートコーナー TEL・FAX 03-3359-9363 (新宿区内藤町87 四谷特別出張所内)
- 牛込ボランティア・地域活動サポートコーナー TEL・FAX 03-3260-9001 (新宿区単馬町15 単馬町特別出張所内)
- 大久保ボランティア・地域活動サポートコーナー TEL・FAX 03-3209-8851 (新宿区大久保2-12-7 大久保特別出張所内)
- 落合ボランティア・地域活動サポートコーナー TEL・FAX 03-5996-9363 (新宿区下落合4-6-7 落合第一特別出張所内)
- 淀橋ボランティア・地域活動サポートコーナー TEL・FAX 03-3363-3723 (新宿区北新宿2-3-7 柏木特別出張所内)